

# 平成28年4月1日から呼吸器機能障害、 免疫機能障害、肝臓機能障害の身体障害 認定に係る基準等が一部改正されます。

身体障害者診断書・意見書を作成される場合は、改正点  
に御留意いただき、改正後の様式を御使用くださいますよ  
うお願いいたします。

## 改正の概要

基準等 障害名	身体障 害認定 基準	身体障 害認定 要領	身体障 害認定 基準等 の取扱 いに関 する疑 義につ いて	身体障 害者診 断書・ 意見書 ※	主 な 改 正 内 容
呼 吸 器 機 能 害 障 害		○		○	等級認定の基準換気機能の予測肺活量の算出方法が変更になります。(ノモグラムによる算出は不要となりました。)
免 疫 機 能 害 障 害			○		抗HIV療法実施期間に関する取扱いが変更になり、再認定が不要となります。
肝 臓 機 能 害 障 害	○	○	○	○	Child-Pugh分類による合計点数の基準が緩和されます。

※ 県ホームページに診断書の様式を掲載していますので御活用ください。

アドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e65/shiteii2.html>

厚生労働省HP

「肝臓機能障害、呼吸器機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の認定基準等の見直しに関する通知改正等(平成28年4月1日～)」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/shougaihashatechou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/shougaihashatechou/index.html)

## 【問い合わせ先】

栃木県障害者総合相談所 業務企画課  
電話 028-623-7010  
FAX 028-623-7255